

広島城の展示整備に関する懇談会開催要綱

(開催)

第1条 広島城の展示整備を行うに当たり、有識者からの意見を幅広く聴取し、計画等に反映させるため、広島城の展示整備に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 広島城全体の展示に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 広島城三の丸に整備する展示収蔵施設の基本設計に関すること。
- (3) その他広島城の展示に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 広島城を中心とした広島歴史に関する有識者
- (2) 近世以前の広島文化に関する有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 懇談会に、委員の互選により座長1人を置く。

- 2 座長は、懇談会を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 懇談会において、市長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。
- 2 この要綱は、懇談会としての役割を終えた日にその効力を失う。